

令和5年度第4回北区子ども・子育て会議 議事要旨
(令和5年度第4回(通算44回)北区子ども・子育て会議)

[開催日時] 令和6年3月25日(月)午後 6時30分～午後8時38分

[開催場所] 北とぴあ14階スカイホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - ①(仮称)東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方(案)に関するパブリックコメント実施結果について
 - ②「北区子ども・子育て支援総合計画2024」(案)のパブリックコメント実施結果と今後の予定について
 - ③北区児童相談所等複合施設運営指針策定について
 - ④令和6年4月期の保育園入所申込状況(一次審査)と今後の待機児童解消策について
 - ⑤令和6年度子ども未来部の組織改正について
 - ⑥出産・子育て支援担当部長の業務内容等について
 - ⑦令和6年度予算案主な事業(抜粋)について
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者]

岩崎美智子	会長	石黒万里子	副会長	小林宏一郎	委員
田崎 郁恵	委員	中村 章子	委員	我妻 澄江	委員
太田 京子	委員	鈴木 将雄	委員	田邊 茂	委員
宮田 理英	委員	大島 幸子	委員	奥村 宏	委員
三田 理恵	委員				

[配布資料]

資料1	(仮称)東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方(案)に関するパブリックコメント実施結果
資料1-②	第5号議案 東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例
資料2	「北区子ども・子育て支援総合計画2024」(案)のパブリックコメント実施結果と今後の予定について
資料3	北区児童相談所等複合施設運営指針策定について

資料 3-②	(資料 3 の一部カラー資料)
資料 4	令和 6 年 4 月期の保育園入所申込状況 (一次審査) と今後の待機児童解消策について
資料 5	令和 6 年度子ども未来部の組織改正について
資料 6	(仮称) 出産・子育て支援担当部長の業務内容等について
資料 7	令和 6 年度予算案主な事業 (抜粋) について
資料 7-②	【当日配布資料】 令和 6 年度予算案主な事業 (抜粋) について

【会長】

皆様、こんばんは。

それでは定刻になりましたので、令和5年度第4回、通算第44回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今年度、北区子ども・子育て会議では、北区子どもの権利と幸せに関する条例、それから北区子ども・子育て支援総合計画2024の策定に向けた議論など、様々に検討を行ってきました。本日は今年度最後の子ども・子育て会議となりますが、皆様には1年間、子ども・子育て会議におけるご議論、また会議運営のご協力など、誠にありがとうございました。

さて、3月の下旬に差しかかって、暖かい日が増えてきました。北区は桜の咲き誇る時期に入ります。ご関係の皆様におかれましては、引き続き、子どもたちや子育て家庭への支援が止まることのないように、今後とも皆様のお力を合わせて取り組んでいただければと思います。

それでは、初めに事務局からお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして事務局から、本日の出欠状況の報告と本日お手元の配付資料の確認をします。

まず、本日の出欠確認からいたします。本日、出席者13名、欠席者5名で、北区子ども・子育て会議の定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日席上に配付しました資料の確認をします。

まず、ホチキス留めの資料、一番分厚い資料ですが、一番上に令和5年度第4回北区子ども・子育て会議次第が書いてある資料です。こちらは事前送付資料になっています。

それから、左上に資料1-②と書いてある縦書きの資料です。第5号議案、東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例と縦書きで書いてある資料になります。こちら事前送付資料になります。

それから、バラで右上に資料3-②と書いてあるカラー印刷の資料になります。

それから、本日机上配付しています、右上に当日差し替えと書いてある、次第の差替資料A4、1枚、バラで配らせていただいています。

それから、左上に当日配布資料1-2、区民サービスNO. 1の行財政改革と書いてある資料です。

以上、配付資料になりますが、お手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。

それから、出席委員の席次表A1枚、配らせていただいています。

それから本日、子ども・子育て支援計画2020と北区子どもの未来応援プランの2冊、計画冊子をお持ちいただくようご案内しているところですが、お持ちでない方、お貸出用もありますので、挙手等いただければお配りいたします。

よろしく申し上げます。

すみません。大変お待たせいたしました。事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、早速次第に入りたいと思います。次第2、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、①（仮称）東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方（案）に関するパブリックコメント実施結果についてお願いいたします。

【事務局】

着座にて、説明をします。よろしくをお願いいたします。

まず、口頭になり大変恐縮ですが、子どもの権利と幸せに関する条例、条例ですので区議会での議決をもって制定となりますが、そちらの進捗についてのご報告です。

皆様には既にご案内のとおり、令和6年2月26日から3月27日を会期とする区議会、令和6年第1回定例会に議案を提案し、3月27日の最終日に開催される本会議にて、承認が得られる見込みです。区民の皆様の関心の高い取組ですので、様々な議論がありましたが、この場、子ども・子育て会議における議論、いろいろ様々、ご意見をいただいたこともありまして、素敵な条例をつくることができたという評価を多くいただいているのかなと捉えてございます。

皆様には前回の11月の子ども・子育て会議で条例の基本的な考え方（案）をお示しし、様々なご意見をいただきました。ご意見を参考に、12月に広く区民の皆様から意見を募るパブリックコメントを実施するための最終的な基本的な考え方の整理を行い、2月の区議会への条例提案に至ったという次第です。パブリックコメントに用いました基本的な考え方と今回提示した条例案、前文を加えたことが大きな違いとなっておりますが、おおむね基本的な考え方を条文に置き換えた形としてございます。

なお、基本的な考え方の、11月版と最終版で、特に子どもの意見表明権については、子どもの意見や考えといった言い方に気持ちを加えたこと。また意見表明権について、意見等について表明を強要されないといった規定を盛り込んだこと。また、子どもの意見について、代弁に努めることですか、意見を尊重することに加えその意見がどのように反映され、尊重されているかを子どもに説明することですか、あと子どもの意見等を求めるための会議についても条例に規定するなど、いろいろ変更を加えたものとなりました。

次に条文についてございます。皆様には縦書きの条文資料を配付してございます。今回、委員の皆様には、私からの説明は初めてになりますが、条例前文についてのみ、若干説明をします。

まず、前文の体裁ですが、縦書きのほうの資料で1枚おめくっていただいて、目次の後に、目次、付則の後に子どもたちからのメッセージが始まるところが前文になるわけです。

前文の体裁ですが、条例の名称などとともに、区内、小中学校児童生徒の皆さんを対象としたアンケートで、最も多くの支持があった子ども、大人、区、それぞれからの宣言文形式といった形を意識して、作成しました。

子どもたちからのメッセージについては、権利と幸せに関する条例という名称案を意識し、子どもたちなどからの聞き取りの中で寄せられた意見を、今年度中学生モニター会議

に参加してもらった中学生たちに作成してもらった文案がベースとなっております。

大人たちからのメッセージ、区からのメッセージについては、条例制定のPRとして実施したタウンミーティングの参加者からの感想、またパブリックコメントでのご意見等を参考とし、子どもたちへの伝わりやすさ等も考慮いたしまして、他自治体の条例と比較すると、かなり短い文章で子どもたちからのメッセージを受けて、子どもたちの権利と幸せを保証するといったような思いを端的に表すような形としてございます。

次にパブリックコメントについてです。厚いほうの資料になります。表紙のところ、次第を1枚めくっていただくと、資料1というのが出てきます。

1 ページ目の、項目1の内容についてです。意見募集期間は令和5年12月1日から令和6年1月5日までといたしまして、224名の方からご意見をいただき、うち子どもに関する取組ということで、今回、子ども向けに分かりやすい表現を用いて作成した子ども向けホームページを作ったんですが、そちらから187名の方のご意見を寄せていただきました。同様に寄せられた件数367件ですが、うち子ども用ホームページから108件の意見が寄せられてございます。北区の実施するパブリックコメントとしては、かなり多くの方から、ご意見をいただいたものと認識してございます。

1 ページの下からは項目2として、提出された意見の概要と、それに対する区の考え方をお示ししてございます。個別の項目については、基本的には質疑の中で対応したいと存じますが、3点ほど説明させてください。

まずは、寄せられた意見の取りまとめについてです。

11月の子ども・子育て会議でもご意見があったのですが、条例の中に子どもの権利の日を定めてはどうかといったようなご意見、パブリックコメントでも2件、いただきました。区としては、条例のPRの一環といったような捉え方をしたこと、あと他に条例制定を記念日としてはどうかといったようなご意見もありまして、そちらに含める形で整理をしてしまったのですが、本来は権利の日といったものをきちんと、このまとめの中でしっかり項目を立てて、見解を示したほうがよかったのかなといったような反省がございます。

なお、この点については、区議会の文教子ども委員会でご質問をいただきました。区といたしましては、有効なご意見とは受け止めているんですが、他の自治体を見ますと、11月を子どもの権利の日というように、もう11月自体を子どもの権利月間といったようなことで、そういった規定をするような自治体も数多くあります。

北区の事情でいいますと、11月というのは区内の児童館祭りがかなり多く開催されるような月でございまして、そういったことでいうと権利の日よりも月間のほうが、事業をやっていく上では見込めるのかなといった考えもあり、今後の状況の中で検討していきたいといったようなお答えをさせていただきました。なので、今回条例の規定、規定の整理というところでは見送りをさせていただくような判断を区ではさせていただきましたが、PRとしては有効な手法と考えられることから事業展開の中では、こういったことについても、いろいろ打ち出して、周知を図れたらなといったようなことで考えてございます。

2点目です。ページは右下に大きくページが振られているかと思うんですけど、27ページで115番、整理番号が項目になるんですが、お示しのとおり、今回条例の基本的な考え方に対して、多くの賛同の意見、寄せられてございます。通常のパブリックコメントではなかなかないような、特徴的なことだったと捉えてもございます。

3点目です。今回のパブリックコメントに当たっては、子ども向けに若干表現を平易にしたホームページを作成し、またPR動画を作成いたしました。資料のほうでは29ページになるんですが、そこから子ども向けのホームページから寄せられた意見です。特に、35ページからなんですけど、条例に関するご意見というよりは、個別の区の取組に対するご意見であったり、またご自身の体験談、いろいろ記述を多くいただいたのかなと認識してございます。

区といたしましては、これら意見、各関係部署に伝えまして、今後の施策の参考をすることはもちろんですが、これからもこのように子どもに関連する施策の実施及び計画の策定などに当たりましては、子どもたちからの意見を多く寄せていただけるよう努めていきたいと考えてございます。

雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

【委員】

たくさんのパブリックコメントが出て、お子さんたちからもいろいろな意見が出て、とても関心が大きかったということがよく分かったと思います。事務局の皆様の取りまとめ、大変だったと思います。どうも、お疲れさまでした。

私の団体の会員から、幾つか意見が出ていますので、質問も含めて、ちょっとご紹介させていただきます。

8ページ、No. 30、「子どもにやさしいまちづくりの推進」としてほしい」という意見なんですけど、その回答について。昨今制定されている他の自治体の条例では、この表現は当たり前のように使われていますし、ユニセフが子どもの権利条約を生かした自治体のことを、「子どもにやさしいまち」と呼び、そのために法的な枠組みをつくることなども提唱しています。こういったことを踏まえて、ここで「まちが子どもにやさしくする、ということではなく」と説明されているのは、どうも腑に落ちないというか、何かこちらが言っていることと違う解釈をしているのではないかと疑問があります。区として、ユニセフの「子どもにやさしいまち」について、どのように理解・認識されているかをお聞きしたいというのが一つ。

それから、9ページから「子どもの意見等を求めるため会議」について、37から44、特にNO. 37が5件、NO. 40が8件とたくさんの意見が出されていますが、何も変更されなかったということで、非常に残念に思うという会員が何人もおりました。「望ましいあり方を検討していきます」、「より効果的な取組となるよう研究を」とあるんですが、例えばどのような改善の可能性があるのか教えてほしい。

それから、高校生モニターは毎年ではなく、1年おきなのですが、なぜ毎年ではないのか、何か理由があるのか。

それから、中学生モニターというのは区の要職にある人が聞き及ぶという感じで、記録

が学校長に報告されているようだが、子どもたちや区民にフィードバックするようにしていただきたいという意見もありました。

それから、北区では、なぜこの事業を区長室が行うのか知りたいという質問もありました。

よろしくをお願いします。

【事務局】

まず、30番のまちづくりのお話ですが、基本的には子どもにやさしいまちづくりといったような要素というのは別段、それを否定しているようなことでは私どももなかったつもりです。ただ、今回、そこにも書いてあるとおりで、何ていうんでしょう。子どもの幸せの実現に向けた取組というのは、そのまちづくりも含めて包含した表現であるというふうに認識してございますし、また幸せに成長していくといったような、つまり街がやさしくというよりは、子どもたちが幸せに育つといったような表現、子どもを主体にした表現をなるべく心がけたといったようなことですので、特段まちづくり自身を否定したということではなかったというふうに、私どもは考えてございます。

次に、子どもの意見を求めるための会議のところですが、基本的にこちらの場でも何度か申し上げたかと思うんですけど、今までモニター会議をいろいろやっけていまして、現行の取組、決して悪くはない、評価できる成果があるもの、参加者の満足度等も高いかなと考えてございます。高校生の取組なんですけど、私どもの所管ではないので詳しくは知らないんですけど、例えば委員を募るとか、そういったことがなかなか毎年だと難しいとか、そういったようなところもあるのかなというふうなことも一つにはあるというふうに考えている、高校生の参加意欲の話もございます。

改善の可能性ですが、例えば高校生の部分、例えばタウンミーティングなどをやりまして、高校生に参加いただいて、意見を表明するということはすごく楽しいんだ、大人が自分たちの意見を受け入れてくれるということは楽しいんだな、そういったことをいろいろとご意見の中でもいただきましたので、毎年開催しようという機運が高校生の側から高まるとか、そういったことになるのが一つ改善なのかなというふうに捉えてございます。その他、いろいろ、このようなご意見の中で、例えばいろいろな世代が入ったほうがいいんじゃないか、そんなご意見もありました。それは改善なのかどうなのか分からないんですけど、ただ今年参加した子どもたちに聞くと、やはり自分たち中学生が小学生となかなかテーブルを囲んで話すというのはちょっと合わない部分もあるので、同世代でよかったなといったような意見が寄せられているところです。それが将来、それとは別に多世代のもの一つやろうかとか、そういったことについてはまた今後の検討なのかなというところです。

あと、すみません。区長室の話ですね。これは、もともとが意見聴取の取組として、広報課が担っていたものです。ただ今回、新たな区長になったということもあり、区長室の機能を大分強化して、そういった子どもたちの意見、区長のほうで直接受け止めたいといったような希望もあって、そちらのほうに。広報課から事務移管がされたといったようなところ。それも一つと意識してございます。

【委員】

ありがとうございます。子どもにやさしいまちという概念が、どんどん幸せの中に含まれるようなご意見だったのですが、私どもはそうは考えていませんが、そのように考えているというご説明については、ありがとうございます。この文面だけでは理解できなかったのです。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。ここが分からないとか、そういうご質問等がありましたら、お願いいたします。

ほかによろしいですか。この条例についてのパブリックコメントの結果ですが。

じゃあ、よろしければ、次に行きたいと思います。

【事務局】

改めまして、本当にこの件では、皆さんから様々ご意見いただくことができて、私どもも救われたというか、本当に助かったというか、本当にありがたかったと思っているところです。できた後も、しっかりこれをもって、頑張るといったようなご意見を多数いただいていますので、そのとおりに頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

引き続き、「北区子ども・子育て支援総合計画2024」(案)のパブリックコメントの実施結果について、ご報告をします。

資料は全体のほうで進んで、41ページになりますかね。

1の要旨です。パブリックコメントを実施したということについての説明は省略して、子ども・子育て会議におきましては一度説明してございますが、この計画と同時期に策定を行っている教育ビジョンというものがあまして、そちらと密接な連携の下に施策を推進するということが明確になるように、北区子ども幸せプランという統一的なデザインの基、冊子を作成することといたします。

項目2のパブリックコメント実施結果に進みます。資料といたしましては、次ページから始まる別紙1をご覧くださいませでしょうか。

1の概要ですが、意見募集期間、周知方法、閲覧場所は記載のとおりでございまして、結果15名の方から81件の意見が寄せられ、これは全てホームページを通してのものでございました。

2の内容について、概略を説明します。

まず、第1章の計画の策定にあたってのNO.1です。本計画は全計画の計画期間を1年前倒しで引き継ぐ旨、きちんと明記することがご意見で、区としてもその旨、明記する形で修正を行うことといたします。

次です。次が、全体の通しページ、46ページのほうをご覧くださいませでしょうか。NO.20になります。

NO.20です。18歳未満の子を持つ禁煙治療費助成事業といったものがあるんですが、これも区民の方からのご意見のとおり、子を持つ方、助成の対象となる方が誰というのが分かりにくい表現でしたので、そのことをきちんと明記するように修正を行います。

次です。次が通しページでは52ページになります。

NO. 44をご覧くださいませうか。グラフのタイトルについてのご意見でございまして、これもご意見のとおり対象となる歳児の説明など、これを加えたいと考えてございます。

その下、三つ下ですね。47番です。パブリックコメントで示した案では、トワイライトステイといった表現を用いておりました。しかし、こちらの事業についてはショートステイ事業に組み入れることといたしましたため、こちらについてもご意見のとおり、トワイライトステイといった表現を削除するような取扱いといたします。

次の項です。

すみません。53ページです。申し訳ございません。NO. 50をご覧ください。

全体通しの53ページの50番です。こちらもご意見のとおり、放課後子ども教室、一般登録といったものについて、読み手の方が分かりやすいような説明を加える形とします。

次です。56ページをご覧くださいませうか。

56ページの64以降なのですが、文言体裁等について数多くのご指摘をいただきました。大変細かくご確認いただきありがたいところと考える一方、しっかりとこちらのほうでの配慮が行き届いていなかった部分が多くあって、大いに反省するところと考えてございます。

次です。データといたしまして、ページの58ページ以降ですね。58ページ以降がパブリックコメント実施時点でのものからの修正箇所の一覧になってございます。

まず、全体的な修正点ですが、文章表現を最新のものに事前修正するなど、表にお示しの内容を反映したというものです。また、誤字脱字体裁等の修正については、パブリックコメントで寄せられたご意見の箇所と重複いたしますので、記載は省略してございます。すみません。個別の修正箇所の説明についても、概略の説明をさせていただきます。

まず、この資料58ページの計画冊子でいうと126ページのところです。スクールソーシャルワーカーについてなんです。現状として各中学校に1名を配置してございまして、さらに拡充を目指すということ、またスーパーバイザーの配置により、資質向上を図るといったような取組、そういったことをやっていくことで、58ページから59ページにかけてまたがっていますが、お示しのとおり修正をさせていただこうと考えてございます。

次です。その下ですね。ページで言いますと131ページで、病児・病後児保育の利用助成金型といういわゆる居宅訪問型の事業についてでございます。

こちらの事業ですが、ベビーシッター利用支援事業と併せて実施する形に見直すことから、そのように内容を修正してございます。このことについては、資料では次のページに移りまして、計画策定の冊子の194ページについても同じ趣旨での説明、同じ趣旨での修正を行うこととしてございます。

では、すみません。また冒頭の、この議題の41ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

本計画については、区議会での意見聴取も終了いたしまして、3月28日に開催する北区教育委員会に議案として提出し、決定をいただく予定としてございます。なお、この計画の冒頭に区長の挨拶文を掲載するような形を考えてございます。

次に、来年度の話をしきさせていただきます。

今年度6月に開催した子ども・子育て支援計画の部会、並びに7月に開催した子ども・子育て会議において説明した内容と重複いたしますが、今回区では基本計画などの見直しに合わせて、区の子ども・子育て支援計画、支援総合計画の改定を行いました。そういったことで対象期間を1年早く切り上げて、前倒しするといったようなことですが、この区の計画ですが、令和6年度を対象期間の1年目といたします。しかし、国のほうの子ども・子育て支援計画については、令和6年度までが第2期となっていて、令和7年が第3期の1年目になるといったようなことで、国の定めとずれが生じるような状況です。

また今回、国のほうでは令和7年度からの子ども・子育て支援事業計画策定について、新たに資料に記載がございます三つの事業を加えるような、そういった指針が示されました。今回、皆様には計画をつくっていただいたところなんですけど、次年度につきましては計画の策定というか、改定の必要が若干生じる形となっております。また、子ども・子育て会議にご審議をお願いしたいと考えてございます。何とぞ、よろしく願いいたします。

ご審議に当たってのスケジュールなどについては、次年度に改めて説明を申し上げる予定ですが、令和7年度の国のほうの1年目までには、計画の策定を行うといったようなことです。

以上、雑駁ではございますがご説明とします。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。ただいまのご説明、②ですね。子ども・子育て支援総合計画のパブリックコメントの実施結果等ですが、いかがでしょうか。何か、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

【委員】

50ページのNO. 35「子どもの権利保障に係る普及啓発の実施」についてですが、ここも会員から意見が出ていまして、①出前講座実施方法等については検討中ということですが、やはり最初が大切なので、しっかり予算をかけて、携わる職員さんもしっかり研修をして有識者などから学んでいただいて、進めていただきたいと思います。

②、ここで「環境への配慮等の観点から、Web ページを主体と考えています」とあって、紙のリーフレットも作るというようなお話を会議の中で聞いた覚えがあるんですが、これについては「必要に応じて作成を検討」と書いてありまして、現時点ではあまり必要と考えていないということかなというふうに理解されるのですが、子どもが分かりやすく親しみやすいとか、子どもの身近にすぐあることを考えながら、Web も紙も両方あるとよいと思います。

③の「11月に効果的な啓発をする」とあり、先ほどもこのようなお話がありましたが、令和6年度予算案、主な事業、この資料を見ますと児童館祭りなどに出向くということが書いてあって、児童館祭りに参加したお子さんや親御さんがいいと思うんですが、何かそういう、それも悪くはないですが「効果的」ということでしたら、より広く、たくさんの区民を対象に考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

権利の取組ですが、まず1番のところ、確かにしっかりやるというのは本当に大事なことでと思います。始めは、まずは有識者の方に頼んでというか、それを見て、区の職員のほうも話し方しかり、子どもへの接し方しかり、いろいろ勉強していく必要があるのかなと思ってございますので、いろいろ学ばせていただこうと思っています。

紙ですが、いわゆるペーパーレスの流れというのが想像以上に、すごく進展しているのかなと思いますが、ただ子どもの場合、パソコンの画面よりもというようなことで、必要に応じてというのは、そういったことですがただ、そういったところ、例えば区で配布するというのも、時には必要なんでしょうけれど、保護者の方に必要に応じてプリントアウトすること等を求めていけたらなど、そんな思いではあります。

あと、次に最後のPRなんですけれど、児童館祭りに限らず、様々あろうかと思っています。ただ、なかなか私たちが出て行って、そういったことができるといって、あるようで難しかったりするんですけど、ただすごくやりたいので、いろんな場で、児童館祭りというのは比較的我々が出ていきやすいことで、一つの例として先ほども申し上げましたが、いろいろな場が出てきて、「ここにもいるね。また、見かけたよ」等と多くの人たちに思われるように頑張りたいと思います。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

55ページの57番について質問です。

「日本版DBSの導入ができるまでは、犯罪歴がある人間を子どもと関わる仕事に就かせないよう規則をつくってほしい」という意見に対して、

区の回答として、「区における子どもに関する施設の職員等の任用等の精度、運用については、注力しながら適切に運用を行ってまいります」とあります。

これは具体的にどのような運用を検討されているのでしょうか？

区直営の学童ではなく、区が委託をしている株式会社など民間企業の職員が運営をしている施設もあるかと思っています。

区と雇用関係がない職員の方々のチェックを区がどのように行うことを想定されているのでしょうか？

たとえば、「そこをしっかりとチェックしてくださいね」と、雇用主である株式会社などにお願いをする形を取るのか、実際の運用はどのようにお考えでしょうか。

最近も子どもが被害者となってしまう事件や事故がある中で、行政のチェックがどのように行われるのかという点はとても興味があるところなので、質問させていただきました。

【事務局】

日本版DBSについてですが、学童、それから放課後事業については、今のところ任意事業という形で位置づけられているところです。ただ、その運用については、まだ国や都

から正式通知が来ていませんので、まだ私どもとしてもマスコミ報道、そういったもので知る限りのレベル感となっておりまして、ご迷惑を申し上げます。

ただ、ご質問いただいた学童、例えば区の職員もあつたり、委託だつたり、そういった違いはありますが、ただ区立の放課後事業という形で扱いは一緒ですので、差が出ないような形で、両方とも適切に、これから対応を考えていきたいというふうに考えています。

ただ、委託のところの職員の人事権については、事業者の範疇というふうになります。ただ、レベル差が、考え方の相違があつてはいけませんので、区のやり方を事業者さんにも求めていきたい、そのように今、考えているところです。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。②について、よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思つています。③北区児童相談所等複合施設運営指針策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

私のほうからは資料3、北区児童相談所等複合施設運営指針策定について、ご説明をしたいと思います。

通し番号、61ページをお願いいたします。

1、要旨です。区はこれまで児童相談所設置に向けまして、基本構想や基本計画を策定するなど準備を進めてまいりました。このたび、児童相談所等複合施設運営体制等を定めた児童相談所等複合施設運営指針の策定を行いましたので、ご報告を行うものです。

2番、現況については記載のとおりです。

3番の内容について、63ページ以降の概要版でご説明をしたいと存じます。63ページの横向きの資料をご覧ください。

63ページ、2番、施設概要及び開設時間からです。

(1) 児童相談所等複合施設の開設時期です。児童相談所を含む教育総合相談センターや児童発達支援センター等の複合施設の名称を(仮称)子ども総合相談センターとし、多くの区民や利用者に親しみを持って利用していただけるよう、愛称の募集を行う予定です。複合施設の竣工は令和8年9月頃、児童相談所を除く複合施設の運営開始は令和8年12月、児童相談所の開設を令和9年2月を予定しています。

少し進みます。(3) 開所時間までお願いいたします。

1番、複合施設の開所時間です。こちら、平日午前8時半か午後5時15分までとします。ただし、児童相談所における夜間休日等の対応は、外部委託等を含め検討し、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受けることができる体制を構築してまいります。

②あそびのひろばの開所時間です。こちら、総合相談窓口を設置したあそびのひろばを毎日開所とし、他機関が閉館している時間でも、区民からの相談が応じることができる仕組みを構築してまいります。

右側お願いします。3番、基本方針及び実現の方策の(2) 実現の方策についてです。

1 から 6 に分けて記載をしますが、少し説明をしたいと思います。

1 番、児童虐待の確実な対応と各相談機能の連携についてです。この後にも記載がありますが、組織名については仮称ということで、ご承知おきいただければと思います。

1 番の一つ目の丸、児童虐待の一時的な窓口を児童相談所子ども連携支援課相談支援係とし、事務職や福祉職等による児童虐待初動体制を一元化し、迅速に対応してまいります。

一つ飛びまして三つ目の丸、児童相談所や子ども家庭支援課、教育総合相談センターのスクールソーシャルワーカー等とともに、12 中学校圏域で地区担当制を導入し、学校や地域等の関係機関にとって、顔の見える支援体制を構築してまいります。

③気軽に相談できる体制と相談者に寄り添った支援の構築までお願いいたします。

一つ目の丸、遊びの広場に面した1階に総合相談窓口を設置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えるとともに、児童虐待や発達障害、不登校等、様々な専門の相談窓口、子どもや保護者が迷うことなく相談できる体制を構築してまいります。

恐縮ですが64 ページをお願いいたします。左側の5番、一時保護所における子どもの権利擁護と学習支援体制の構築です。

一つ目の丸ですが、一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見表明できる機会を確保し、相談しやすい体制を構築します。

三つ目の丸です。学習支援については、民間の活力も含めて、総合的な支援体制の充実を構築するとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター、適応指導教室や、子どもの在籍校と連携をしながら学習を進めることができるよう、検討してまいります。

4番、組織体制と職員配置です。児童相談所等複合施設におきましては、児童相談所、子ども未来部、教育振興部4課1センター体制で、管理職6名を配置する予定です。右側の組織図については、後ほどご高覧ください。

(2) 職員配置及び各課係の主な事務分掌です。こちら、複合施設全体で右下にございますが、206名の職員が働く予定になってございます。また、新たに設置する児童相談所の職員は、そのうち約130名と考えています。その職員の確保育成が課題であり、今進めているところです。

続きまして、1ページ進みましての5番、一時保護所をお願いいたします。こちらは(2)の一時保護所の定員及び整備方針ですけれども、一時保護所の定員は20人、学齢女子8人、学齢男子8人、幼児の2としています。一時保護所については、児童福祉法の改正も踏まえまして、特に子どもの権利等を含め、準備を進めてまいります。

大変恐縮ですが、67ページまでお願いします。

こちらについては、白黒になってございますので、別添の資料3の②と同じものになってございます。こちらがカラーになってございますので、そちらでご覧いただければと存じます。複合施設全体の相談の流れです。

こちら、1階のあそびのひろばに面した場所に、総合相談窓口を設置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えるとともに、子ども・子育て教育に関する相談に、子どもや保護者が迷うことなく相談できる体制を構築してまいります。また、オレンジの部分が虐待の通告相談窓口として、189ダイヤルと連携をし、迅速に初期対応を行う仕組みを構築してまいります。こちらは総合施設全体の流れになってございます。関係機関をはじめ、区民の方により分かりやすいリーフレット等の作成に努めながら、今後も準備して

まいりたいと思っております。

私のほうの説明は以上になります。ありがとうございます。

【会長】

ご説明、ありがとうございます。

それではただいまのご説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

幾つか教えてください。

課長のほうからも課題ということで認識されている職員の確保の点なんですけど、令和8年度に開設するということところで、正規職員が137名で、主に専門職、福祉の方だと思っておりますが、どういった計画で、どのように確保するのかということと、今の現状を教えてくださいいただければと思います。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。

本日お配りしている資料になくて、なかなか説明しにくい部分で恐縮ですけども、児童相談所を設置する上では福祉職、児童福祉司に当たる社会福祉等を持っている福祉職、また児童心理司として、臨床心理士や公認心理師の資格を持っている職員の確保というのが大きな課題となっております。130人程度の職員を令和8年度、やっぱり一気に確保するというのは難しいというふうに思っておりますので、現在も含めて、経験者採用等で職員を採用しています。また、令和5年度に関しては、23名の職員が他の自治体、東京都ですとか、先行自治体に派遣という形で1年ぐらいの単位を基に、派遣研修に行っています。また、それについては、令和6年度は、その人数については23年から32名というふうには増えていく予定ですので、残り3年を切っている状況で楽観視しているわけではございませんが、できる限り職員の確保、また育成については一番大事にして努めていきたいと思っております。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。

あと、もう一点なんですけど、北区の児童相談所ができたときに、東京都の北児相、王子のところにありと思うんですが、そこの役割分担はどのように変わるのか、教えていただければよろしいでしょうか。

【事務局】

ご質問いただきました内容についてお答えします。東京都北児童相談所については、現在は北区のみの管轄で、東京都が運営している児童相談所になります。これまで荒川区、板橋区、北区、三つの管轄で運営をしておりました。荒川区と板橋区については、各区で児童相談所を設置したため、今現在北区のみの形になってございます。令和8年度開設後

については、あちらの施設については東京都での運用は終了という形で、後ほどの場所での活用については知らない部分ではございますが、役割とか完全に東京都がやられている児童相談所業務を北区のほうでやっていくという形になります。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

64ページの左側の⑤学習支援体制のところ、学習支援については「民間の活力を含め」というふうに書いてあるんですが、具体的にどのようなことを想定されているんでしょうか。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。

「含め」ということで少し補足します。現在、先行自治体等では、一時保護所の学習支援については、会計年度任用職員、元教員等の活用で実施している自治体が多いというふうに感じています。ただ、一方で一部の自治体では、子どもの学習支援を行う上で、その教科について、例えば会計年度職員は二、三名しかいないということで、例えば国語と算数しか教えられないような自治体があることが課題というふうに感じていて、北区においては決定ということではないですが、学習支援の部分について、民間の力を借りて、運営できないかというところで、今検討を進めている形です。

【委員】

事業を委託するというようなことですか。分かりました。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

63ページ、大きな2番の(3)の①にございます「電話による24時間365日、確実に通報者や相談者からの連絡を受けられる体制を構築します」という項目について質問です。

これは東京都の行っている「児童相談センター よいこに電話相談 (03-3366-4152)」のようなイメージでしょうか？

私自身が自分の子どもの対応に困って、電話相談した経験があります。どこかに連絡して、何か対策を教えてもらえないか、と必死でした。

実際にそういったところに電話をかけて話を聞いていただいて、具体策をいただいて助かりました。もっと言えば聞いていただくだけで救われる部分が、かなりありました。

ただ、そのサービスは利用時間が制限されていました。365日24時間、そういった電話相談先が北区内にできれば、子育てしている方々にとって、大きな安心感や希望になると思います。

反対に、この体制を継続することがとても大変なのではないか？とも思います。希望者が多ければ「電話番号はあるがつかない状況」や、「夜間帯に担当者を確保する難しさ」などがあるかと思います。

ここでうたっているからには、ぜひ実現していただきたいという希望も込めて伺いたいと思います。

どのように適切に対応できる人員を確保していくのか、具体的にどのようなを計画されているのか、教えていただければ幸いです。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。

いただいた意見を含めて、明確な回答はなかなか難しいかなと思っているところもございますが、こちらにちょっと表現しているところに、少し分かりにくい部分もあるのかなというふうに感じています、こちらの24時間365日確実にいうことで、今ご案内いただいたような事例もありますし、先ほど少しご紹介しましたけど、今189というダイヤル、虐待通告のダイヤルに連絡をすると、それぞれの設置自治体の児童相談所を設置している自治体の児童相談所長等にご連絡というか、情報が行くような仕組みなどの自治体でも実施していますので、それについては北区においても設置後、外部ももちろんそういうことを専門的にやっているような外部事業者に委託をしながら、準備をしていきたいと思っています。

本当に今、おっしゃっていただいたような、本当の虐待、もう本当に手をあげてそうなってしまったというのは、もう電話をいただいたほうがいいかなと思うんですが、その一歩手前の何かちょっとそこまでではないんだけど、何ですかね、少し相談したいなというところについては、ここは365日24時間というところまでは、今、難しいかなと感じていますが、ちょうど2番のところにございます総合相談窓口というあそび広場に設置する予定の総合相談窓口に、土日も含めて午前9時から午後5時という時間帯に限ってしましますが、相談できる部分については、北区がというわけじゃないんですが、他の自治体より少し手厚い部分での相談かなとは思っている部分ですので、今後、今いただいた意見も含めて、どのような形でいうところは引き続き検討していきたいと思ってございます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

すごく充実させる方向でありがたいなと思っているんですが、すごく職員が必要な状況

かなと思っていて、数が増やせばいいという問題ではないかなと思うので、しっかり研修していただきたいなと思って。一時期、すごくニーズが高まって数が増えた時期に、子ども権利の基本を分かっていないような不適切な発言をされたりとか、一時保護の基本もあまり理解されていないような方が職員にいらしたりするということもあったりしたので、やっぱりそうすると本来の役割を果たせない、数はあっても、本来の役割はきちっと果たせなくなってしまうと思うので、きちんと研修していただきたいということと、長く働いている方に対しても、定期的な研修を積めるような機会をきちんとつくっていただけるといいかなと思います。よろしくお願いします。

【委員】

私どもでわくわくの事業をやっているんですが、その中の区の職員の方が1人、こういうことを示されて、荒川区のほうでたしか行っております。ここに適切な方が選ばれているなという感じはしています。

先ほどお話があった5年度23名、6年度が32名というのは、これは23名の方がそのまま6年度に23名残っていて新たにプラスになった、それとも5年度にいた23名、6年度の32名の方は別の方、・・・のことなんですか。

【事務局】

ご質問、ありがとうございます。

それはちょっと手持ちの資料がなく正確にお答えできないかもですが、新たに15名職員を派遣すると記憶しているところですので、17名は派遣先が変わったりするんですが継続ということと、あとそうすると8名ぐらいの職員がとありますが、例えば子ども家庭支援センターや児童相談所開設準備担当課に戻ってきてもらう職員も大多数いますので、職員が児童相談所での経験した内容を新たに新規採用になる子ども家庭支援センターの職員に育成できるような、そういう仕組みも含めて、進めているというところですよ。

【委員】

ありがとうございます。

毎回質問して大変恐縮なんですけど、今後の予定の中の工事、開設ですね。公共の施設は何かと工事が遅れがちだということも現実的にありますし、能登地震等々で、もうその段階ではないと思いますが、いろんな工事が遅れる、そういうことがございます。そこら辺は進捗については、予定どおり進んでいるという理解でよろしいですか。

【事務局】

現在、ハード面については、この3月に設計が基本設計、実施設計は完了しました。その後、今、先ほど説明はしなかったんですが、令和6年9月頃から建設工事着工をしてまいりたいと思ってございます。その上では、その前に入札等の手続が入りますので、現在としては、状況としては進捗、特に遅れはないんですが、そのときの入札等についてはかなり注視というか、様々な現状ありますので、不安がないかと言えば不安も一部あるというか少しあると思いますので、ただ、引き続き予定どおりいけるように準備を進めてまい

りたいと思います。

【委員】

ぜひ、ご努力を賜りたいと思っています。

赤羽根体育館で刈草のない、あれだ、またされましたよね。何回も何回も不調があって、そういうことも考えられないでもないので、可能な範囲でご努力をお願いしたいと思っています。

【会長】

ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

【委員】

保護されるお子さんの家庭は、結構、私も地域で子ども支援の活動をしていて、とんでもない保護者もいて、話をしても全然通じないという方もやっぱり少なくない中、職員の方も大変だと思うんですよね。普通の話が通じないという場合に、随分心労が重なるんじゃないかと思うんです。時々、私が聞いた話ですが、ちょっと潰れてしまうというか、心が壊れかけて離職してしまうという方の話も聞いたことがあって。やっぱりせっかく子どものことに関心があって、専門職に就いた方がそういったことにならないように、心のケアという、子どもたちのためにもすごく大事だし、本当にスーパーバイザーのような方をきちっと確保して、継続して長く仕事をしていただくような体制にしていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。

委員の皆様から非常に大事なご指摘、ご意見をいただいておりますが、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、③児童相談所について終わります、④に行きたいと思っています。

令和6年4月期の保育園の入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策についてです。ご説明をお願いします。

【事務局】

令和6年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策についてです。要旨、件名のとおりですので、項目2のほうから説明をいたします。

（1）の新規申込者数については、前年度比で1歳児の増加がありました。

（2）の入所保留者数についても、1歳児の方の保留者数が増加してございます。

表の（3）（4）の表を見ますと、1歳児を除く0歳、2歳、3歳、4歳、5歳については、全体として今年以上に保育所の定員の空きが課題になる見込みとなっておりましてございます。

一方で、1歳児については、待機児の発生という観点からすると、前年度よりも若干よろしくない状況ではございます。ただし、令和5年4月期の状況を見ますと、一次募集の

段階で2歳児について、全体で入所希望者に対する二次募集枠、24名の不足といったような状況でしたが、二次募集終了後の最終の結果といたしましては、全体で178名の空きが生じる事態となり、待機児童ゼロを達成したといったような状況です。

また、今年度に関して、1歳児、270名入所保留者がいるんですが、約半数、これは育児休業申請のための入所申請であることが明らかとなっております。また、現在、二次審査の最終的な集計途中ではございますが、4月時点、最も競争が厳しいとされる1歳児クラスにおいても、全体では130名程度の空きが生じる見込みであるという。そのことから地理的な問題によりまして待機児童が発生したとしても、それほどの数にならない見込みではございます。

ただし、今後の動向については引き続き注視してまいりたいと思います。

裏面に進みます。参考といたしまして、①②③④ということで、区内の就学前人口を示してございます。昨年度に引き続き、全体としては減少が進んでいるといった状況です。

その下、最後に3番です。今後の待機児童の解消の考え方ですが、昨年度と変更はございません。こうした状況を踏まえまして、新たな私立認可保育園等の公募誘致については、昨年引き続き見送ることといたします。なお、二次審査の申込状況を踏まえまして、必要に応じて対応策を検討することといたします。

以上、ご説明申し上げました。

【会長】

ご説明、ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】

基本的に4月1日にならないと待機児童の数値は出てこないと思いますが、基本的に待機児童はゼロという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

待機児童の考え方なんですけど、北区は結構いろんな自治体に比べて厳しく真面目にきちんとカウントしているような私は印象なんですけど、自分で言うのも何なんですけど。例えば区境とかにお住まいの方々がいらっしゃると、ある程度の圏内に施設に空きがないけどとちょっと行けばあるみたいな状況というのは、やっぱり生まれてしまうこともあるんです。ただ、全体としては正直一番競争の激しい1歳ですら、ほぼ地区満遍なく何ていうんでしょう、空きは生じている状況なんです。

ただ、例えば滝野川東地区なんていうところ、かなり細長いところで、一応11名入りたいという人はいるんです。それで、空きは1なんです。なので、ひょっとしたらということはあるので、ならないようにいろいろ施設とも協力しながら頑張っているところなんですけど、ゼロの確約はできない状況です。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。

⑤令和6年度子ども未来部の組織改正について、お願いいたします。

【事務局】

では、すみません。ちょっと長い説明になってしまうんですが、今回の組織改正の⑤の議題と⑥出産・子育て支援担当部長の業務内容、これは密接に関連があるため、続けての説明ということでよろしいでしょうか。

では、すみません。⑤と⑥、続けての説明をします。

まずは、全体資料の72ページをご覧ください。

新旧対照表というのがございます。右側に改正前、すなわち3月現在の組織図が書かれており、左側に令和6年4月以降の組織図を記載してございます。網かけになっているところが改正の箇所になるわけです。

まずは右側の改正前の図です。上の省略というのがあります。省略があつて、その下に健康部というのがございます。その下、ちょっと間隔が開いてまちづくり部があつて、その下にまた省略というところがあつて、そのこのところで、一旦その組織の線が切れる形になってございます。これが要は区長部局を表してございます。その省略から省略のところまで。その下、また教育振興部と子ども未来部と二つがあるわけですが、これが今、教育委員会の事務局を構成しているといったような図になってございます。

また、改正後の図ですが、網かけとなっている子ども未来部のところですが、下に、つまりこれが次年度の改正の図で、健康部とまちづくり部の間に、子ども未来部が移るといったようなこととなります。すなわち、子ども未来部は教育委員会から区長部局へ移るといったようなことをお示ししてございます。また、改正後の図では、網かけとなっている子ども未来部の下に、また網かけで出産・子育て支援担当部長がありまして、以下、担当課長、担当主査と続いてございます。

この2点について、経緯などを簡潔に説明したいと思います。

1ページ戻りまして、71ページをご覧ください。

まずは、子ども未来部の区長部局への移行についてです。資料にはないお話なんですが、平成28年度、区の組織改正におきまして、子育てと教育の両部門をさらなる連携を強化し、子ども、親、家庭、地域、学校への支援策をより効果的・効率的に展開できる組織とするために、当時、子ども家庭部という名称でしたが、そちらを教育委員会事務局へ移行し、併せて名称を現在の子ども未来部としたところでした。そして、これまでの間、子育て・教育の緊密な連携の下に、放課後子ども総合プランの円滑な全校導入ですとか、~~あとまた~~学童クラブの学校内設置の推進などに取り組んできていまして、成果を上げてきたといったような認識です。

しかし、一方で、北区児童相談所開設に向けまして準備を進めてきたところでしたが、開設に当たりましては児童福祉法の関係から、関係組織を区長部局への設置することとなる、そういった課題もございます。また、国におきましては、本年4月に、本年度、子どもに関する取組、政策を社会全体で後押しするための新たな司令塔といたしまして、こども家庭庁が設置されたということ。また、改正児童福祉法の中で全ての妊産婦、子育て家庭、子どもの包括的な相談支援等を行います、いわゆるこどもセンターの設置に努めるよ

うにいったようなことが各自治体に求められているといったところもございまして、子ども未来部を区長部局に移行させる組織改正に至った次第です。

なお、これまで子育て・教育部門の緊密な連携の下、行ってきた取組については、組織改正後もさらなる連携強化というところで、取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、出産・子育て支援担当部長、担当課長の新設についてです。項目については（２）のほうですが、こちらについては、母子保健と児童福祉両部門の連携・推進の中心的な役割を担うこととしてございます。先ほどご説明しました「こども家庭センター機能」の要となる中心的な役割を担う組織として新設を予定しているものです。

最後に、資料 7 3 ページのほうへお進みください。出産・子育て支援担当部長の業務内容について、ご説明をさせていただきます。

要旨です。国が二つの法律を改正いたしまして、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援体制を構築し、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型支援等の充実を図るとともに、多様な家庭環境などに合わせた支援の充実・強化を図るため、こども家庭センターの設置、これが実際に努力義務化されました。

北区では、区民の方々に新たな施設の設置を連想させてしまう、こども家庭センターといったような名称を用いず、その機能を確保するために、児童福祉及び母子保健両部門の情報共有・連携の調整等を行う「出産・子育て支援担当部長」及び「出産・子育て支援担当課長」を令和 6 年度に設置いたします。

参考といたしまして、枠内には、こども家庭庁のガイドラインから、こども家庭センターの役割を割抜粋してございます。

２の組織です。部長、課長、担当主査の事務スペースといたしましては、今、子ども未来課とあと教育振興部等が事務所としてございます滝野川分庁舎の 3 階にある、現在は打合せスペースとなっている部屋を執務室にしたいと考えてございます。

また、現在行っている伴走型支援といたしましては、健康部において、各健康支援センター、これが王子・赤羽・滝野川にありまして、産前妊婦さんを対象とする「はぴママたまご面接」を実施しています。また、子ども家庭支援センターでは、生後 6 か月までのお子さんがいらっしゃる保護者さんを対象とする「はぴママひよこ面接」を実施してございますが、一体的な運用を通じて連携を図るため、それぞれの事業を担当する係長、主査級の保健師については、出産・子育て支援担当課長付を兼務するという扱いとします。

次です。次のページに進みまして、３の担当部長等の業務内容についてです。

（１）の関係する所管課との連携・調整に関わることといたしまして、区民の妊娠、出産、育児等に関する相談及び支援に関すること。また、２といたしまして、妊産婦の身体及び精神的な健康状態や生活状況等の把握に関すること、また、三つ目のポチですが、特別な支援を必要とする妊産婦や子育て家庭を対象とするサポートプランの作成に関することといったようなことを上げてございます。

（２）です。母子保健及び児童福祉分野を所管する庁内関係課による（仮称）出産子育て支援連携会議の実施に関することを上げてございます。

また（３）ですが、令和 8 年度の児童相談所等複合施設の開設を見据えまして、こどもセンター機能の一層の拡充に向けた組織体制の検討に関することも入ってございます。

また、（４）新たな在宅子育て家庭への支援策の検討に関すること。

そして（５）ですが、担当する事業といたしまして、みんなでお祝い輝きバースデー、親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム」、そして３番目の子育て福袋については現在の子ども未来課から、また④の民設子育てひろば運営支援については子ども家庭支援センターから事業を引き継いでまいります。

最後に、４の相談窓口についてです。現在、はぴママたまご面接を行っている参加者の健康支援センター及び第一庁舎一階にあります健康係の窓口におきましても、はぴママたまご面接を行っています子ども家庭支援センター、これら窓口を合わせますと計５か所になるんですが、ともにどちらの面談も実施することとします。ただし、それぞれの実施回数等については調整中ですが、事前予約とするとともに全ての窓口で同じ実施回数を確保することは難しいのかなと考えてございます。

なお、参考ではございますが、区内の各児童館においても月１回程度ひよこ面接を行っています。次年度からは実施頻度を週１回程度に増やす予定としてございます。

雑駁ではございますが、以上、説明とします。

【会長】

ありがとうございました。⑤と⑥とを併せてご説明いただきました。

何かご質問等ありましたら、お願いいたします。

【委員】

組織改正のことでお尋ねなんです。子ども未来部は教育推進が教育委員所管のほうから区長部局に異動するというので、特に児相自体、保育のところは問題ないのかなと思うんですが、子どもわくわく課については、学校運営と密接に関わる部分になるのかなと思うんですが、教育委員会でなくなることによる支障なんかは特にはないですか。

【事務局】

委員ご指摘のように、放課後子ども総合プラン事業は各小学校を現場として運営しているものです。当然、学校とそれから学校を取り巻く地域の皆様方との連携、これは例えば私どもの部署が区長部局に移行したとしても、そのつながりは決して薄めちゃいけない部分だと思ってございます。なので、気持ちとしてはこれまで、またこれまで以上に顔の見える関係性を気づき、つなげていく、そのような気持ちでやっていけば支障は出ないと考えてございます。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【委員】

子ども発達支援センターは、今、子ども家庭支援センターに組み込まれているのが、児童相談所と一体化した北区教育相談センター、児童相談所とみんな一体化するに当たって、そこに組み込まれたと私は聞いていて、２年ほど前から、今まで未就学のお子さんだけの発達相談だったのが、就学、今、小中学生の発達相談まで行うようになってきている流れで、

割と学校での困り事を教育相談センターなり発達相談センターに相談に来ている方もいらして、結構微妙な位置なのかなと思っているんですが、何かそれを切り離しちゃっていいのかなと思って、この流れが何か逆行しているのかなと思ったんですが、そういうわけではなかったんですか。今、発達相談センターが子ども家庭支援センターに入って、かつ未就学児の相談だけだった発達相談が、小中学生まで広がっているんだけど、教育相談と切り離しちゃっていいのかなと疑問に思ったんですが、どうなんでしょう。

【事務局】

ありがとうございます。おっしゃるとおり、今、委員のご指摘のとおり、やっぱり就学以降も、そうですね、0から18までの発達相談というのは今後も変わらずに進めていく予定です。わくわく課同様に教育部局から切り離されたとしても、そこは今度は複合施設の中でまた教育総合相談センターも入ってまいりますので、内部での連携をどのように構築していくか、今、丁寧に対応を検討しているところでございまして、現状維持もしくはそれ以上を目指して進めてまいります。

【会長】

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。

【委員】

4番の相談窓口についてというところに関してなんですが、(2)に相談窓口においては妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援を行うとありますが、はぴママたまご面接という妊娠期の面接があって、はぴママひよこ面接での恐らく6か月頃までの面接になるのかなと思うんですが、それ以降の体制、伴走型相談支援というのはどのように考えられているのか、具体的にありましたら教えていただきたいです。お願いします。

【事務局】

すみません。今のところあるのが、1歳児になりますと児童館にバースデーといってお招待して、そちらのほうで児童館とのつながりなどを構築いただく。3歳になりますと基本的には幼稚園、保育園のほうに大体皆さん入られるのかなといったようなことでつながっていくのかなと考えています。

ただ、2歳児については、これといった取り組みがされていないのでは等という声もあり、そういった部分については、またご意見いただきながら、いろいろ検討していきたいと思っております。

【事務局】

今、児童福祉の側面からのアプローチを所管課長のほうからお話ししましたが、母子保健分野のほうでは、まず3歳児健診がこれまでは一番最後の健康診断になるんですが、今、既に国のほうから子ども家庭庁を通じて、5歳児健診を行ってはどうかということで、既に検討を始めているところです。そういう意味では、3歳までの保育園、幼稚園につなが

るまでの部分、それプラス、今度は就学時健診が6歳であって、その手前の5歳で一度アプローチをして、保護者と子どもの状態を共有しながら伴走型支援を充実させていこうということで、実施のほうは7年度以降になるかと思えますけど、そういう検討を進めているところです。

【会長】

ありがとうございました。
ほかに、いかがでしょうか。

【副会長】

確認したいのですが、所管ですね。保育所は保育課さんですよ、幼稚園は子ども未来部さんの所管なんですか。

【事務局】

私立幼稚園は、引き続き子ども未来部子ども未来課で所管。ただ、区立、幼稚園がだんだん認定こども園になっていくんですけど、そちらは教育振興部の学校支援課のほうで所管します。

【石黒副会長】

幼稚園も私立、公立で所管が異なるということですね。

幼稚園がどこが所管するかというのは、結構自治体によってもいろいろな形があると思うんですが、全体的な流れとしましては、近年の保育改革の流れの中で、保育所も大切な教育の場であるということ、そして、幼稚園は学校教育の第一歩であるということ、世界的にも動いていると思えますので、この組織変更によって教育委員会を離れることによって、ここまで築いてきた保育所、幼稚園の教育的な意義というものが・・・ないように、引き続き連携のほうを強化して、大切にしていっていただきたいという要望です。

以上です。

【事務局】

すみません。ありがとうございます。

本当に子ども部門、子育て部門と教育の連携というところは非常に重要で、北区のように子育て部門が教育委員会に入っているところというのは、実は割とそちらのほうは少数派なんですね、23区などを見ていくと。という中で、平成28年度に区長部局から教育委員会に移行したことがあったんですが、その間、今もいろいろご意見等もいただいていたところで、放課後子ども総合プランの円滑な全校導入が図れたとか、児童館、子どもセンター、あとは地域学校を核とした連携の体制が結構円滑にできてきたとか、あとは保幼小の連携というところ、そういったところもかなり充実をしてきた成果が上がってきたと思っています。

今回は、また子育て部門と母子保健の連携を指揮命令系統を一緒にして強化していくということで、区長部局になっているわけですが、これまでの成果というところは、今まで

も、課長からもお話ししましたが、発展的に継続をさせていきたいと思っています。なので、今いただいたようなご意見を踏まえて、しっかりとこれまでの連携の部分をさらに充実できるように、そして母子保健と子育て部門の連携というところも強化していく体制を取っていききたいと思います。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。

⑦令和6年度予算案主な事業（抜粋）について、お願いいたします。

【事務局】

では、こちらについて、ご説明します。

資料については、資料7、ページ数、75ページになります。こちらですが、令和6年度の予算ということですが、先週、区議会の予算特別委員会というのが終了いたしまして、27日の採決を待つ段階となっているものです。

概要について、ご説明をしたいと思います。

資料をめくっていただいて、78ページまでお進みください。こちらの資料は、2月9日に行った予算プレスのときの資料で、そこから子ども教育関連の施策について抜粋したものを皆さんにお配りをしています。

では、78ページの目次のところですが、主な事業というところがありますが、本日も説明するのは、1番の区民サービスNO. 1の行財政改革の中から、区立保育園のICT化の実施のところ、またその次の大きな2番のところ、子どもの幸せNO. 1の取組、こちらについてご説明をしたいと思います。

それでは、初めになんですが、本日席上配付となりました資料をご覧ください。当日配布資料と書かれているものです。1-2区民サービスNO. 1の行財政改革と書いてあるものですが、区立保育園のICT化の実施についてです。

こちらは、保育園の登降園の管理、また連絡帳、お知らせなどをタブレットやスマホなどを活用して行えるようにしていくものです。保護者の方の利便性の向上ですとか保育士の事務負担を軽減することで、保育業務に専念できる環境というものを構築していきたいと考えています。

現在、私立保育園の多くですとか、指定管理による保育園で既に活用されているものですが、このシステムを区立の直営保育園でも採用していくというものです。一番下のところに今後の取組スケジュール等とお示しをしていますが、テスト運用などを経まして、令和7年の2月には区立保育園25園で本格運用を開始していきたいと考えている次第です。

こちらについては以上です。

次に、先ほどの資料に戻っていただきまして、資料の80ページ、お願いいたします。こちらは、妊活期からの切れ目のない支援についてということです。五つの事業をお示ししていますが、事業名の後に「新」とあるものが新たな事業、新規資料となります。

まず、(1)のプレコンセプションケアについては、将来の妊娠を考えている方向けの講

座の実施、また、妊よう性検査費用の助成というものを行っていくというものです。

(2) のところ、赤ちゃん学級の開設については、妊婦さんとそのパートナーが、共に出産・子育てについて学べる講座を開設していくというものです。

その次、(3) の産後ケアの拡充については、産後デイケアの施設、ショートステイ施設の拡充を図っていくというものです。

(4) の産後ドゥーラ養成講座助成については、北区で活動をしていただく産後ドゥーラを増やすために、受講費用の一部を助成をしていくというものです。

そして、(5) の子どものインフルエンザ予防接種助成については、本年度既に実施をしているものですが、次年度は対象を高校生にまで拡大をして実施するといったものです。

次にページを進んでいただきまして、82ページ、お願いいたします。

まず(1) です。子どもの権利普及啓発活動についてです。こちらは、先ほども様々ご意見いただいたところですが、「子どもの権利と幸せに関する条例」に基づく取組の一つというものでして、子どもや大人、乳幼児の保護者などを対象とした出前講座、また著名人を活用しました啓発動画といったものも作成し、活用しまして、条例についての理解を深めるための周知、啓発活動を行っていくというものです。

次、(2) 民設子育てひろば運営費補助です。こちらは、地域で子育てひろば事業などを運営する民間団体に対しまして、運営費等の一部を補助する事業です。今年度末から既に選定に入っております、令和6年度7月、または準備が整った事業者は、この時点から運営を開始していただこうと考えているものです。

(3) の子育て応援モデル事業の実施です。こちらは、今年度12月から既に取組を始めている事業ですが、さらに実施園などを拡大しまして実施をしていこうと考えているものです。内容といたしましては、保護者の就労等の有無にかかわらず、未就園児が一定期間保育園等に通うことで様々な体験や経験が得られる子育てを応援するもので、国が令和8年度から本格実施をすると言っています誰でも通園制度、こちらに類似した事業というものです。

そして(4) は、新たな放課後子ども総合プランの推進というところです。まず、ここでは、学童クラブの状況についてご説明をしたいと思います。令和6年の4月に関しましては、令和5年度よりクラブ数が6クラブ増の94クラブ、また定員に関しましては、155名の拡大を行いまして、定員の総数で4,000人となっています。また、学童クラブと放課後子ども教室の一体的運用、いわゆる新区分の導入等によりまして、今年度に続き待機児童についてはゼロとなる見込みになっています。新区分の導入等が4月から始まりますが、引き続き放課後の子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができる環境を目指していきたいと思っています。

次に、少し進んでいただきまして、86ページ、お願いいたします。こちら先ほど少しお話が出ましたが、児童相談所等複合施設の整備についてです。

昨年度から基本設計、実施設計に取り組んでまいりましたが、令和6年9月に建築工事に着工する予定です。3か年の事業予定としていまして、令和8年9月に竣工を目指していくというものです。3か年の工事総額については、約51億円を見込んでいるというものです。

子ども未来部等の取組については以上です。

【事務局】

引き続きまして、教育振興部所管事務について、ご説明します。

まず、87ページ、タイトルが質の高い先進教育の実現に向けてということで、三つの事業を書かせていただいています。

(1)の教科担任制の推進です。こちらは現在、ご承知のとおり、小学校は学級担任制、中学校は教科担任制でして、国のほうでも小学校高学年に教科担任制の導入を進めるという方針を示しています。東京都のほうでは、今年度からモデル校で正規教員を配置した教科担任制の実施を始めているところですが、北区におきましては、本年度新たに都の北学園になる小学校2校で、区独自に指導講師を配置してモデル事業として実施していましたが、それを来年度、施設一体型小中一貫校、都の北学園において、社会と理科に指導講師を配置して教科担任制をモデル実施していくというものです。あわせまして、東京都のモデル事業として、王子第一小学校において正規職員を配置しまして、理科の教科担任制を行うというのが1点目です。

それから二つ目の取組としては、「心と体を守るための性教育」ということで、こちら東京都がやはり令和元年度からモデル事業を実施していきまして、中学校の学習指導要領では、妊娠の経過とか避妊方法、人工妊娠手術などは取り上げないということになってはいますが、こちらについても重要な性教育だということで東京都が順次進めてきている事業、こちらについて、北区もモデル事業に参加して、令和元年度から既に中学校4校でこのような取組をやっているもの。さらに拡大いたしまして、次年度、6年度については、区単独でもさらに2校入れて、3校で実施したいということでの取組です。

次のページですが、アンガーマネジメント教育の導入ということですが、国のほうの問題行動等調査結果からも暴力行為の対応といたしまして、人間関係がうまく築けない、それから子ども同士の関係、相互理解が十分にいかなくて衝突してしまう、また、怒り等の感情をコントロールできないなどが暴力行為に至る原因だと報告がなされてございます。このようなことを踏まえまして、感情をコントロールと自他を尊重し人間関係を築くということが養えるように、アンガーマネジメント教育を実施することといたしまして、令和6年度は、小学校5年生を対象に6校で、中学校1年生を対象に1校で、それぞれモデル実施をするというものです。

次のページです。89ページ。こちらは一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実です。事業を四つ書かせていただいています。

1点目は、区独自の給付型奨学金の検討です。こちらについては、本事業は区独自の給付型奨学金制度を検討するというものでして、制度設計については現在検討中です。なお、検討の方向性ですが、北区の将来の担い手を確保する、また若者の定住化促進に寄与する目的での給付型奨学金の制度にしたいと現在、申請要件とか給付条件等の検討を行っているところとございまして、令和7年度制度開始に向けて6年度中に制度設計を行います。

続きまして、二つ目が中学校部活動の地域連携の推進です。中学校の部活動については、報道等にもございますように、地域移行を進めるということで取組が各自治体において進められてはいますが、北区におきましては、次年度、関係団体におけます協議会を設置いたしまして、休日の部活動における部活動指導員等の配置、それから地域クラブ活動の実施

などについて、地域連携、地域移行に向けた方向性の協議を行うとともに、6年度中に推進計画を策定したいと考えています。

それから3点目、不登校児童・生徒への支援です。既に不登校児童・生徒への支援については、今年度、校内の別室を活用した別室指導員配置事業というものを小学校3校、中学校3校でモデル実施してございます。新たに令和6年度は、学校に来られない子どもたちのために校外の別室指導教室指導員配置事業といたしまして、児童館、王子・赤羽・滝野川、それぞれ1館ずつをモデル館といたしまして、「校外別室指導員配置事業」というものを実施したいと考えています。

それから4点目、特別支援学級在籍の外国人児童・生徒への支援の拡充です。特別支援学級にかかわらず、日本語適応指導員、在籍校への派遣については、小学校1年生、2年生のような、いわゆる通級が難しい児童について、原則3か月、最大6か月での派遣を基本としていますが、特別支援学級の児童・生徒については、通年で対応できるようにしたいというものです。

次のページ、お進みいただきまして91ページです。こちらについては、1、意欲的に学べる教育環境の整備ということで、主にハード面の話です。

お示ししているとおりでありますが、都の北学園、この4月に開設いたしまして、今後、グラウンド整備に入っていくというものです。

それから改築事業については、小学校で既に取組を進めているもののほかに、新たに滝野川第五小学校について改築を進めるということで調査に入ります。

また、次のページですが、リノベーション事業。こちらについては、既にお示しの3校、既に取組を進めてございまして、王子第五小学校で調査、今年度行っています。来年度、新たに岩淵小学校を調査対象にいたしまして、進めていく計画をお示ししています。改築事業、リノベーションについては、毎年度1校ずつ新たに増やす取組を進めるという考え方で進めているところです。

私からは以上です。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

委員の皆様からご質問等ありましたら、お願いいたします。

【委員】

当日配布資料の区立保育園のICT化の実施について、これはもう多分必要最低限やらなくてはいけないことだと思いますが、ICT化により保育の質の向上といきなりここに来ると、あまりにもホップ・ステップ・ジャンプ、ジャンプまでの言葉が書いてあるような気がしまして、結局、保育士さんなり、幼稚園の先生なり、子どもと向き合う時間が増えるということは確かです。ただし、やはりそこには、研修とか自己研さんして、保育士、教員がスキルアップして、保育施設が向上するんじゃないかなという気がしますので、いきなりICT化すると保育の質が落ちないというのはどうかなという、ただそれだけのことでですので、聞き流しておいてください。

【会長】

やはり聞き流すのではなくて、大事な視点かなと思いましたが、いかがでしょうか。

【事務局】

すみません、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

資料作りの中では、ホップ、いきなりジャンプしちゃったかなという気がして、申し訳ありませんでした。もう委員ご指摘のとおり、確かにこういったツールを使って、そして保育士が常に自己研さんをして保育現場の保育の質を上げていく、まさにそのとおりだと思っています。まずはそれを一つのツールとして、これは有効に活用して、そして保護者の方の利便性も考慮して、そして保育現場、保護者の方の負担が軽減する中で、空いた負担で、負担が軽減される部分で、子どもたちはと向き合う時間をつくって、子どもたちの健やかな成長を見守っていきたいと思っています。

以上です。

【会長】

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

今、子どもが指定管理の保育園に預けているんですが、まさにICT、このシステムが入っていて、何よりいいのが今まで紙だったのが、データ、子どもの写真が毎月配信できるんですが、当然カラーですし、大分・・・を行って、すごい使っている側からすると便利なので、区立の保育園でも進めていただければなと思っています。

区立保育園の関係で、紙おむつ、おしり拭きのサブスクの話をごどこかで見まして、そちらの説明がなかったんですが、もしも決まっているものがあれば、対象でしたり内容について教えてください。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。紙おむつのサブスクの件のご質問いただきました。紙おむつのサブスクについて、今現在、業者の選定を進めていまして、もう間もなく業者を決定しようというところなんですが、今回、予算の説明資料の中におむつのサブスクが出てこなかったこともあるんですが、それはなぜなら、実際におむつのサブスク業者さんと契約をするのは保護者の皆さんである。保護者の皆さんの中に引き続きそのサービスを使われるという方がいれば、今までどおりの運用方法、それも引き続き並行して行っていくので、そういった関係でこの資料にはなかったのが分かりづらかったかもしれません。

実際、おむつのサブスクですが、業者が間もなく決まるところで、ご希望される保護者の方がその業者と契約をして、その業者と契約された保護者の方たちのお子さんの園児の分を保育園の1か所にストックのような形をして、その子たちが常に月額の利用料を会社のほうに支払って、特定の利用されているお子さんは、そのところからおむつを使えるので、保護者の方が都度都度おむつを持ってきていただく負担というのは軽減されるのかな

と思っています。

そのおむつをこれから始めるんですが、おむつ以外のサービスも今後、保護者の方のご要望とかお声あれば、拡大も当然この世の中の流れからすると考えていかなきゃいけないのかなと思っています。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。子どもを0歳から預けているんですが、預けていたときはおむつを持ち帰るルールの下やっていて、何かそういったものも改善されていて、ありがとうございます。

【委員】

87ページのここがポイント(2)、ここで包括的性教育の考え方という言葉が出てきていて、今、子どもたちに包括的性教育が本当に必要だということをひしひしと感じています。

事業概要の(2)で、区が選定した地域の方ですかね、産婦人科医を派遣すると。3校で行うということで、まだまだ始まったばかりかなと思うんですが、私どもの会員の中で児童相談所に勤務する保健師さんがいて、勤務している自治体は自分の住んでいるところとまた違うので、自分の住んでいる地域で、お子さんや中学生や高校生、保護者の方向けの講座などを開いていて、非常に好評なんです。やっぱり何も知らない、とんでもないことが本当に起きていて、起きてしまってどうしようという子もいるし、起こしてしまったほうも何か訳が分からないうちに起こしてしまったということもあるし、保護者もどう対応していいか分からないという、そういう状況が随分長く続いているんですね。

なので、産婦人科医に限らず、経験豊かな保健師さんでも構わないし、3校で行うとか言っていないで、私はもう全ての中学生にこうした授業をしていただいて、自分の心や体を傷つけないような、子どもたちにそういうことが起きないようなことになってほしいとずっと前から思っていて、これをどんどん進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。

ほかに。ごめんなさい。どうぞ。

【事務局】

心と体を守るための性教育の推進について、お言葉ありがとうございました。区ではこの事業を拡充していきたいと考えてございます。保健師さんを活用ということで、これも貴重なご意見として承りたいと思ってございます。

ただ、今、学習指導要領の規定を超えた内容を扱うということで、これは東京都も研究事業として今、進めています。東京都のほうでは地元の産婦人科医さんを活用するという方向、方針の下、今、行っていますので、学習指導要領、これ学校教育ではかなり重要な

もの、軸になるものとして扱っていますので、まず東京都の方向性と歩を合わせて、産婦人科医の開拓に努めながら、まず拡充していきたいとまず考えています。

当然、保健師さんの活用についても否定するものではございませんので、まずはこの方向性で続けて、喫緊の教育課題に対応したいと考えています。ご意見、ありがとうございます。

以上です。

【委員】

すみません、付け加えたいんですが、産婦人科医の先生の中には、非常に古い考えの方というか、人権意識が足りないんじゃないかという、古い教育を受けた方に多いと思うんですが、やはり何か、例えば妊娠してしまったお子さんを責めるような、そういうお医者さんがいて。そういうことでは子どもは救えないし、何かあってもその後も前向きに生きていく、そういう子どもを支えるためには、きちっと人権教育とか人権意識を高めるような方じゃないとお子さんに対して授業をしてほしくないと思うんです。自分が産婦人科医で健診なんかを受けるときに、こんなお医者さんがまだいたのかと思うような方も中にはいらっしゃるの、やはり子どもの人権ということをきちんと研修を受けるとい、そういうことを確認して授業に臨んでいただきたいと思うんです。

そういう点、保健師さんなんかは、本当に現場にいろいろ行っていらして、特にさっきご紹介したような大変なお子さんと接しているような保健師さんは、非常にお子さんのことが分かるというか耳を傾けて、子どもの人権についてきちんと把握していらっしゃるし、そういう方にこそ、こういう授業をしていただきたいなと強く望みます。お願いいたします。

【事務局】

よろしいですか。委員おっしゃられるようなことは大事だと思っていて、性教育の中では人権教育というのは当然入ってくるものと考えて、学校では授業を行っています。

北区で出前授業を行う産婦人科医さんについては、まずご安心していただきたいのは、まず人権意識についてはきちんと持っている方だと。そして、東京都でも出前授業を担っている方に今、お願いしていますので、まずご安心していただきたいなと思ってございます。

そして、人数を拡充していくに当たっては、当然、委員おっしゃられるような観点が必要であるような講師を増やしていけるようにしてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】

2点あります。まず、今お話のあった、包括的性教育の考え方についてです。子どもが通っている小学校の保護者向け講演会で聞いた話だったのですが、包括的性教育とは、今、委員がおっしゃっていたような、「人権教育」につながっていくということを知りました。それから性被害者、性加害者、傍観者を生み出さない教育が必要というお話でした。北区の子どもたちが3者のいずれにもならないような教育につながっていったらいいな、と願っています。

もう一点が、80ページの新規事業のプレコンセプションケアの開始についてです。妊娠しやすいかどうかチェックができる検査の費用を助成されるということだと思いますが、未婚、既婚を問わず、希望される方は皆さん受けられる予定でしょうか？それとも既婚者に限る、というルールになるのか。お教えいただければ幸いです。

【事務局】

まず、教育指導課長から。

委員からご質問ありました性教育については、国が令和3年度から言っていることで生命（いのち）の安全教育というのがあります。これは区立幼稚園から中学校まで、教育課程、つまり学校の教育計画にきちっと位置づけて授業を行うようになっていまして、令和4年度からしっかり、その後に性被害に遭わない、性加害者にならない、傍観者にならないとか、あとSOSの出し方とか、そういったことを具体的に子どもたちに指導する時間を設けるようにしています。これから効果が出てくるかなと思いますので、よろしく願います。

【事務局】

ご質問いただいたプレコンセプションケアの対象者ですが、これから夏ぐらいの実施に向けて詳細のほうは決めていく予定なんですけど、現時点ではなるべく門戸を広くしたいと思っていますので、未婚であるとか既婚であるとか、シングルでのご参加、あるいはカップルでのご参加も全て広く受け止めていきたいと思っています。

もともとこの事業をやろうという前提は、東京都のほうで実は今年度も9回ほどたしかプレコンセプションケアの講座をやって、毎回40名の枠に対して、それを超える応募が東京都全域であると聞いています。

北区としては、東京都がやっている事業ではありますが、ぜひ地元でそういう事業を展開していきたいという思いと、それから必ずしも妊よう性の検査につながらなかったとしても、先ほど来いろいろご意見いただいているように、これが例えば義務教育でない高校生であるとか大学生であるとか、そういう方々の健康教育のアプローチにつながる視点で、これからどういう事業を展開していけるかというのを夏ぐらいまでに詳細を決めて、実施をしてまいりたいと考えているところです。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第の2は終了ということにします。

それでは、最後、次第の3でその他というところでして、事務局からご連絡はありますでしょうか。

【事務局】

子ども・子育て会議の委員につきましては、2年に一度7月に改選が行われますが、区では4月に人事異動があります。なので、次回区側のメンバーにつきましてはそれなりに大きく変更になるかと思います。

いろいろの間、本当に皆さんにはお世話になりました。本当にありがとうございました。

個人的なことを言うとすみません。恐らく、ここには私は来ると思うんですが、何か座る席は変わるかもしれませんし、またいろいろありますので、そんなことでいろいろ一人一人と言えば切りがないのであれなんですけど、これからもよろしく願いいたします。・・・どうもありがとうございました。

【会長】

ということで、よろしいですね。

今日は先ほど申しましたように、今年度最後ということですので、今年度は、子ども・子育て支援総合計画、それから子ども条例という、非常に大きな策定が二つありました。それで、まず総合計画のほうはこの会議が扱う課題でした。子ども条例のほうは諮問機関ではないんですが、それでもやはりここで議論したことは大変意味があったと思います。そういう意味で、委員の皆様が、たくさんいろんな意見を言ってくださったことにお礼を申し上げます。

それから、事務局の皆様も、二つの大きな事業を、さほど多くない人員で本当に頑張ってくださいました。どうもありがとうございました。

申し訳ありません。司会の不手際もありまして時間が超過してしまいましたが、本日も活発なご意見をありがとうございました。

以上で、本日の令和5年度第4回北区子ども・子育て会議を閉会とします。どうもありがとうございました。